

高座清掃施設組合議会会議録

令和 7 年第 1 回定例会

令和 7 年 3 月 28 日

議 事 日 程

令和7年3月28日

日程	議案番号	件 名
1		会期の決定について
2		会議録署名議員の指名について
3	議案第1号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
4	議案第2号	高座清掃施設組合一般職の職員の身分変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
5	議案第3号	高座清掃施設組合一般職の職員の旅費に関する条例の全部改正について
6	議案第4号	高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
7	議案第5号	令和6年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）
8	議案第6号	令和7年度高座清掃施設組合一般会計予算

高座清掃施設組合議会第1回定例会会議録

令和7年3月28日（金）午前9時30分、高座清掃施設組合議会第1回定例会を高座クリーンセンター環境プラザ大会議室に招集した。

1 出席議員 15名

熊 切 和 人 議員	京 免 康 彦 議員
笠 間 功 治 議員	加 藤 学 議員
石 井 麻 理 議員	戸 澤 幸 雄 議員
天 笠 哲 史 議員	倉 橋 正 美 議員
畑 井 陽 子 議員	宇田川 希 議員
古 市 正 議員	鈴 木 さよ子 議員
守 谷 浩 一 議員	大 塚 真 樹 議員
松 橋 淳 郎 議員	

2 欠席議員 なし

3 付議事件

日程3 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程4 議案第2号 高座清掃施設組合一般職の職員の身分変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程5 議案第3号 高座清掃施設組合一般職の職員の旅費に関する条例の全部改正について

日程6 議案第4号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程7 議案第5号 令和6年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）

日程8 議案第6号 令和7年度高座清掃施設組合一般会計予算

4 説明のため出席した者 14名

組 合 長	内 野 優	副 組 合 長	佐 藤 弥 斗
副 組 合 長	橘 川 佳 彦	事 務 局 長	松 本 友 樹
次長兼施設課長	小 川 隆 太	会 計 管 理 者	鶴 間 由美子
参 事	平 本 和 彦	参事兼総務課長	菊 地 康 之
周辺整備担当課長	武 石 昌 明	総 務 課 主 幹	鈴 木 茂
総 務 課 主 幹	杉 田 徹	施 設 課 主 幹	鴨志田 克 巳
施 設 課 主 幹	古 郡 哲 也	施 設 課 管 理 係 長	植 田 哲

5 出席した事務局職員 5名

総 務 課 主 査	丸 岡 太	総 務 課 主 査	山 田 健 太
総 務 課 主 査	神 部 晃	総 務 課 主 査	野 中 大 樹
事 務 専 門 員	柳 田 信 英		

6 傍聴者 8名

7 会議の状況 (午前9時30分 開会)

◎議長（熊切和人議員） ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより令和7年第1回高座清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

本定例会開会に当たり、組合長より招集のご挨拶をお願いします。組合長。

〔組合長（内野 優）登壇〕

◎組合長（内野 優） おはようございます。令和7年第1回定例会招集に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、年度末の大変お忙しい中、本定例会にご参集いただき、厚くお礼申し上げます。

今回、令和7年度につきましては、高座清掃施設組合として3つのことが大きな課題というか、改革であります。

まず1点は、私どもの高座は、神奈川県の枠組みでいきますと、ごみ処理広域化におきますと、大和・高座というブロックでありました。これがずっと、いわ

ゆる神奈川県計画の中に位置づけられておりましたけれども、平成20年代にこの高座清掃施設組合の改修がいろいろ話題になりまして、そこで三市で話し合った結果、いわゆる大和と一緒にやるのか、あるいは別にやっていくのかという議論がありまして、やっぱり歴史上ここにある以上は高座三市でやっていこうということで、ワンプロック・ツーシステムという提案を県にしまして、それを県に認めていただいて、今現在に至っております。そういった中で、今、三市の広域化が進んでおります。その中で大和を含んだ広域化をやっていこうという形で4市の首長は一致をしております。その中にごみの処理の広域化も含んでおります。今後、そういった部分では、処理の関係もいろいろな意見交換をしていきたいという形で1つのことがあります。

そういった中で、昨年1月1日の能登半島地震においてもそうですが、災害が起きると、復旧復興というのを最終的に阻むものの一つは災害廃棄物であります。そういった面では、この高座の災害廃棄物をどうやって処理していくのか、あるいは大和と連携しながらやっていく、そういったことが令和7年度から協議の課題になっていくだろうというふうに思っているところでございます。

もう1点は、組合職員の今後の在り方でございます。昨年の全員協議会でもご報告させていただきましたが、構成三市市長による管理者会議を開催し、組合の現状と今後の課題を共有した上で、今後の職員の在り方について協議した結果、本年4月1日から組合職員を海老名市職員に身分を変更し、本組合に派遣する形とすることで合意いたしました。

なお、一部事務組合としての高座清掃施設組合は、今後も変わることなく今までどおり継続され、業務内容も従前どおりで、構成市の財政負担においても全く変わらないことも三市長間で確認されております。今後は人事の活性化が図られ、職員のモチベーションも向上し、現在より効率的な組織運営により、よりよい組織に生まれ変わることを確信しております。

そういった中では、今後、この1年間は、職員組合との話の中で異動はやりません。しかしながら、今後、この高座清掃施設組合の在り方につきましては、委託できるところは効率的に委託をしていきたいという考え方を持っております。しかしながら、これも議員各位の皆さんのご意見を聞きながらやっていきたいというふうに思っておりますけれども、何しろ構成三市の負担金を、今後、縮減とい

うか、減らしていく努力もしなければなりません。そういった部分で、いろんな関係で、そこにおいては委託化をすることによって職員の身分の問題も出てきますので、今回、早期にこういった形を取らせていただきました。

10年後には、もうこういったことが確実に現れます。これは全国的に、あるいはこの県内においても、いわゆる一部事務組合での労組の解散というのは出ております。近隣では秦野と伊勢原の秦伊組合がそうであります。そのときに、解散することによって職員がどういった身分になるかという、相当、秦伊では混乱をしたということを聞いております。そういった部分で、高座清掃施設組合においては、そういった混乱はありません。職員の意思を確認しながら全部やらせていただきました。

今後は、職員がどういった形の公務員としての人生を歩むかというのは、職員自身が自ら考えながら、違う道の部署もございますし、高座清掃施設組合ですとこの部署しかありません。しかし、市役所内では相当な各分野、福祉から環境から教育から、いろいろありますから、そういった部分に進みたい職員がいれば、どんどん希望を取りながらやっていきたいというふうに思っているところで、もう既に、高座清掃施設組合の現業職員で3名ほど、私のほうのごみ収集の部分をやりたいという職員がいらっしゃいます。これにつきましては、4月1日から異動という形でやってまいります。様々ありますけれども、一部事務組合の関係で構成三市でいろいろ、首長、あるいは議員の皆様と相談しながら進めていきたいと思っています。

さて、本日ご提案させていただく案件は、条例制定が2件、条例の改正が2件、補正予算、令和7年度当初予算の計6件でございます。議員各位におかれましては、よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔組合長（内野 優）降壇〕

◎議長（熊切和人議員） 会議に先立ち、報告いたします。例月出納検査の結果報告については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定

例会の会期を本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（熊切和人議員） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決しました。

次に、日程第 2 会議録署名議員の指名についてでございます。会議規則第 99 条の規定により、議長において、笠間功治議員、大塚真樹議員を指名いたします。

それでは、組合長より本定例会に上程される諸議案の一括説明を求めます。組合長。

〔組合長（内野 優）登壇〕

◎組合長（内野 優） それでは、本日ご提案申し上げます諸議案について、一括してご説明申し上げます。

初めに、日程第 3 議案第 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。本件につきましては、刑法改正に伴い、所要の改正を行いたいものでございます。詳細につきましては事務局長から説明いたします。

次に、日程第 4 議案第 2 号 高座清掃施設組合一般職の職員の身分変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。本件につきましては、高座清掃施設組合一般職の職員が海老名市職員に身分変更することに伴う関係条例の整備を行うものでございます。詳細につきましては事務局長から説明いたします。

次に、日程第 5 議案第 3 号 高座清掃施設組合一般職の職員の旅費に関する条例の全部改正についてでございます。本件につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律等の改正を踏まえ、一般職の職員の旅費について定めたいものでございます。詳細につきましては次長から説明いたします。

次に、日程第 6 議案第 4 号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。本件につきましては、人事院勧告及び神奈川県人事委員会勧告を踏まえ、給料及び扶養手当の額等を改めたいものでございます。詳細につきましては次長から説明いたします。

次に、日程第7 議案第5号 令和6年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）でございます。本件につきましては、繰越明許費の追加をいたしたいものでございます。詳細につきましては次長から説明いたします。

次に、日程第8 議案第6号 令和7年度高座清掃施設組合一般会計予算についてでございます。当初予算につきましては、基本的な考え方を述べさせていただきます。令和7年度当初予算の重点事業は、1に、令和8年度の供用開始へ向けた本郷ふれあい公園（第二工区）整備事業でございます。2点目に、第二清掃処理場の解体及び（仮称）剪定枝リサイクルセンター整備事業でございます。3点目は、（仮称）地域交流温浴センター整備事業が主な項目となっております。令和7年度予算全体として、組合運営につきましては、地元団体との信頼関係を維持し職員一人一人が組合運営の当事者であることを自覚した上で、責任感を持ち、果たすべき役割を真摯に全うし業務に従事し運営してまいります。また、組合事業におきましては、必要性及び実施方法を十分に精査し経費の節減、合理化に努め構成市と連携を図り、ごみ排出量削減を提唱し経費の増加を払拭すべく事業を進めてまいります。

以上のことから、令和7年度一般会計歳入歳出予算は、第1条といたしまして、歳入歳出それぞれ54億4,155万7,000円とするものでございます。また、第2条で継続費を、第3条で債務負担行為を、第4条で地方債を、第5条で一時借入金を定めるものでございます。詳細につきましては事務局長から説明いたします。以上、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

〔組合長（内野 優）降壇〕

◎議長（熊切和人議員） 組合長の説明が終わりました。

それでは、日程第3 議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（松本友樹） 議案第1号についてご説明申し上げます。

本件については、昨年6月の臨時会における全員協議会で既に議員の皆様にお知らせをしたところでございますが、今回、議案として正式に上程したものでございます。

議案書 1 ページをお開きいただきたいと存じます。改正理由につきましては、先ほど組合長の申されたとおりでございます。刑法等の一部を改正する法律が令和 4 年 6 月 17 日に公布され、令和 7 年 6 月 1 日から施行されることになりました。主な改正内容でございますが、刑法に定める刑のうち、懲役刑と禁固刑の 2 つの刑罰を廃止し、新たに拘禁刑が創設されました。この拘禁刑の創設によりまして、当組合の条例を整理したいものでございます。

具体的な整理条例でございますが、議案書 2 ページをご覧くださいと存じます。以下、各条文の高座清掃施設組合の名称は省略をさせていただきます。

第 1 条、行政不服審査会条例、第 2 条、情報公開条例、第 3 条、個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例、第 4 条、個人情報保護審査会条例、第 5 条、議会の個人情報の保護に関する条例につきましては、各条例中の「懲役」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

第 6 条、一般職の職員の分限に関する条例、第 7 条、一般職の職員の給与に関する条例につきましては、各条例中「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

3 ページの附則でございますが、施行期日は法律の施行日に合わせて令和 7 年 6 月 1 日としたいものでございます。

経過措置といたしまして、罰則の適用等に関する経過措置、人の資格に関する経過措置、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置を規定してございます。

なお、今回の改正に当たりましては、罰則条項の変更のため検察協議が必要となりますが、昨年、横浜地方検察庁と協議も済ませておりますことを申し添えます。以上、大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願いいたしまして、説明とさせていただきます。

◎議長（熊切和人議員） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（熊切和人議員） 質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（熊切和人議員） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（熊切和人議員） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（熊切和人議員） 討論を終結いたします。これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（熊切和人議員） 挙手全員であります。よって、議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第2号 高座清掃施設組合一般職の職員の身分変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（松本友樹） それでは、議案第2号についてご説明申し上げます。

議案書は5ページ、6ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては、先ほど組合長から申し上げたとおりでございます。

第1条は、高座清掃施設組合職員定数条例の一部改正でございます。現行条例における職員定数を118名と定めたのは、今から30年ほど前になります。また、当組合では、平成21年を最後に職員の新規採用を行っておらず、職員は退職等により徐々に減少している状況にあります。なお、令和元年度に、ここ、高座クリーンセンターが完成した際、運営が委託されましたことにより、定数変更も検討いたしましたが、初めての委託事業であり、円滑な運営を見極める必要があったこと、さらには現業職員の対応などの課題があったため、改正を見送ったところでございます。しかしながら、令和7年4月1日から当組合の職員が海老名市の職員に身分が変更されることに伴い、適正な人員配置を行うために、職員数を現状の47名といたしたいものでございます。

現在は、当組合の周辺整備事業として、公園の整備、第二清掃処理場の解体撤去工事を行っており、今後、温浴施設や、剪定枝リサイクルセンター等の建設事

業を実施いたしますことから、数年の間は現状の人員を確保し、周辺整備事業等の建設が終わり次第、施設の維持管理体制を確定し、再度見直しをしたいと考えてございます。

続きまして、第2条、高座清掃施設組合一般職の職員の分限に関する条例の一部改正でございます。改正内容は、文言など字句の修正をしたいもので、海老名市の条例と表現を同じくするための改正でございます。

続きまして、第3条、高座清掃施設組合一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正となります。第8条の2の改正は、引用条文の修正と、「代替休」を見出しに合わせて「時間外勤務代休時間」という表現に改めるものでございます。

第8条の3第1項の改正は、育児を行う職員の早出・遅出勤務の対象となる子どもに関する定義規定の改正で、第2項の改正は、前項を準用するための改正に伴う改正でございます。

7ページをお開きください。第8条の4第1項の改正はパートナーシップ制度の導入に伴う改正で、第2項の改正は、深夜勤務及び時間外勤務の制限を行う育児をする職員の子の年齢を3歳から小学校の就学の始期までに延長する改正で、第3項を削り、第4項、第5項の改正は、第1項及び第2項の改正に伴う改正となります。

8ページに移ります。第10条、第11条及び第16条の改正は、用語等字句の改正となります。

第16条の3は、子育て部分休暇の導入に伴う条の追加で、第17条、第18条の改正は、子育て部分休暇の条を追加したことに伴う改正となります。

続きまして、9ページでございます。第18条の2及び第18条の3の追加は、仕事と介護の両立支援に係る措置を講じたいための条文の追加となります。

附則の改正は見出しを付する改正となります。

9ページの最下段から10ページとなります。第4条、高座清掃施設組合一般職の職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。第1条の改正は引用条文の修正に伴うもので、第2条の3の改正はパートナーシップ制度の導入に伴う改正となります。

第16条は、育児短時間勤務職員についての給与条例の特例を規定している条

で、海老名市と表現を同じにするための改正となります。

第20条は、短時間勤務職員についての給与条例の特例を規定している条で、こちらも海老名市と表現を同じにするための改正となります。

続きまして、11ページをお開きください。第21条は、短時間勤務職員についての勤務時間条例の特例を規定する条で、表の一部改正は短時間勤務職員の1週間の勤務時間を改正するものでございます。

第22条の改正は用語等字句の改正で、第23条の改正は引用条文の修正となります。

次に、第5条は、高座清掃施設組合職員公務災害等見舞金条例の一部改正となります。第2条及び第9条の改正は、準用する海老名市の条例、規則を明記するための改正となります。

第6条は、高座清掃施設組合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正となります。特殊勤務手当の額そのものに変更はございませんが、別表で規定している支給範囲を、し尿、ごみ処理業務手当は第3条に、危険現場手当は第4条に、毒物取扱手当は第5条に条文として明記し、特殊勤務の確認及び報告についての第7条を追加する改正となります。

附則となりますが、この条例は令和7年4月1日から施行したいものでございます。

附則第2項は、高座清掃施設組合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の廃止で、規則に規定している内容を条例第7条に記載したため、廃止するものでございます。以上、大変雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。以上です。

◎議長（熊切和人議員） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。畑井陽子議員。

◎（畑井陽子議員） すみません、私から、議案第2号について質問したいと思っております。ここに現行条例の定数の改正がありまして、30年前に決められた118人が今回47人になるということでございます。まず、これが職員の実態に合ったものとお聞きしておりますが、これで辞めることになる方とか異動になる方とかがいなくどうかをまず確認させていただきたいのと、あと、今、現状に合

わせた定数になっていると思うんですけども、先ほどのような説明では、ある程度事業が終わったらまた見直すということで、その都度改正があるものなのか、そういう性格のものなのかどうか。以上2点、教えてください。

◎議長（熊切和人議員） 事務局長。

◎事務局長（松本友樹） すみません、ちょっとご質問の順番を変えてご回答したいと思っております。まず2つ目のご質問でございますけれども、議員ご指摘のとおり、第二清掃処理場の解体撤去工事ですとかリサイクルセンターを今後造る予定でございます。当然そのときに合わせた定員を設定したいと思います。またさらに、長期スパンでございますが、当然事業の変更等があるかもしれません。そのときまた見直しを考えてございます。

それから、1つ目の質問でございます。定数47名につきましては、これまで乖離していた人数を適正人員に合わせて変更したいもので、現在の職員数がこの適正人員であることから、職員の身分変更に伴う職員の退職等については全く考えてございません。以上でございます。

◎議長（熊切和人議員） 畑井陽子議員。

◎（畑井陽子議員） 回答ありがとうございます。この定数の見直しによって辞める方とかはいないということで、安心しました。そしてまた、事業によってこの数は都度、検討していくと。数年後の話になるかと思いますが、承知しました。

それで、高座清掃施設組合にも職員組合というものがあるかと思うんですけども、皆さんの合意は取れているのか。そして、先ほどの組合長の説明では、今後、海老名市の中で人事異動もあって、希望する職員にはほかの職種も考えられるというようなことでございましたけれども、そういった職員のやる気、そういったところで組合の皆さんのご意見というのはどんなものだったのか、お聞かせください。

◎議長（熊切和人議員） 事務局長。

◎事務局長（松本友樹） 今回の海老名市への身分の変更に伴いまして、当然賃金ですとか労働条件の変更が生じることもあります。そのため、労働組合さんとは複数回にわたりまして協議を重ねまして、労働組合のほうから、合意したというようなところでございます。これについては協定書を結んでおります。今後に

ついても、自己申告書等を活用した中で、海老名市で働きたい方は海老名市、高座で働きたい方は高座というようなことを考えてございます。以上です。

◎議長（熊切和人議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（熊切和人議員） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（熊切和人議員） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（熊切和人議員） 次に、賛成意見の発言をします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（熊切和人議員） 討論を終結いたします。これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（熊切和人議員） 挙手全員であります。よって、議案第2号 高座清掃施設組合一般職の職員の身分変更に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第3号 高座清掃施設組合一般職の職員の旅費に関する条例の全部改正についてを議題といたします。次長の説明を求めます。次長。

◎次長兼施設課長（小川隆太） それでは、日程第5 議案第3号 高座清掃施設組合一般職の職員の旅費に関する条例の全部改正についてご説明申し上げます。

議案書の15ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきまして、先ほど組合長が申し上げたとおりでございます。

今回の国家公務員等の旅費に関する法律の改正は、約70年ぶりの抜本的な法改正と言われております。主な改正内容といたしましては、旅行者に対する旅費の支給に代えて、旅行代理店等に対する直接の支払いを可能としており、国と旅行役務提供契約を締結する旅行代理店等が旅費に相当する金額を直接請求・受給で

きるように改正されております。

具体的な改正例として、宿泊費は定額支給から実費支給に変更、食卓料は廃止され、包括宿泊費が新設されました。包括宿泊費は、移動及び宿泊が一体となったもの、いわゆるパック旅行でございますけれども、こちらについて支給するもので、包括宿泊費の額は、交通費の額と宿泊費基準額の合計額を上限として実費額で支給されることとなりました。以上のような改正内容を踏まえ、今回、全部改正をするものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明申し上げます。議案書16ページをご覧くださいと存じます。

第1条は、趣旨規定でございます。

第2条は、用語の意義で、旅行役務提供者を新たに規定しております。これはいわゆるパック旅行を活用するための追加でございます。

第3条は、旅費の支給に関する条で、旅費を支給する職員及び旅行役務提供者に対して旅費に相当する金額を支給することができる規定でございます。

第4条は、旅行命令等に関する規定でございます。

第5条は、旅行命令に従わない旅行に関する規定で、天災その他やむを得ない事情により旅行命令等に従って旅行することができない場合の変更申請等について規定しております。

第6条は、内国旅行の旅費の種類の規定で、「車賃」は「その他の交通費」に、「宿泊料」は「宿泊費」、「包括宿泊費」に、日当は「宿泊手当」に、「移転料」は「転居費」に、「着後手当」は「着後滞在費」に、「扶養親族移転料」は「家族移転料」に変更になってございます。

第7条は、旅費の計算に関する規定で、実費弁償を基本とし、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算することとしております。

第8条は、旅費の請求手続についての規定でございます。

第9条から第18条までは、第6条で規定した内国旅行の旅費の種類について詳細を規定しております。

第19条は、外国旅行の旅費に関する規定で、旅行命令権者が組合長と協議して決定することとしております。

第20条は退職者等の旅費について、第21条は遺族等の旅費について、第22条は

旅費の支給額の上限について、第23条は旅費の調整について、第24条は旅費の特例について、第25条は旅費の返納について規定しております。

第26条は委任規定でございます。

附則第1項の施行期日は、令和7年4月1日としたいものでございます。

附則第2項から第4項までは経過措置でございます。

附則第5項は、高座清掃施設組合一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で、旅費条例の全部改正に伴い、条例番号を改正するものでございます。以上、大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

◎議長（熊切和人議員） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（熊切和人議員） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（熊切和人議員） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（熊切和人議員） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（熊切和人議員） 討論を終結いたします。これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（熊切和人議員） 挙手全員であります。よって、議案第3号 高座清掃施設組合一般職の職員の旅費に関する条例の全部改正については原案のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第4号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。次長の説明を求めます。次長。

◎次長兼施設課長（小川隆太） それでは、日程第6 議案第4号 高座清掃施

設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書の29ページをご覧くださいと存じます。提案理由につきましては、先ほど組合長が申し上げたとおりでございます。

主な内容でございますが、令和6年度の人事院勧告に基づき、国家公務員給与制度の改正が行われたことから、これに沿う形で給料表の改正や扶養手当の改正を行い、合わせて海老名市職員への身分変更に伴う改正も行うものでございます。

それでは、主な改正内容につきましてご説明申し上げます。まず、議案書30ページをご覧くださいと存じます。

第1条は、高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で、条例第5条の改正は、海老名市職員への身分変更に伴い、給与から控除できる項目を改正するものでございます。

条例第9条第2項第1号の改正は、パートナーシップ制度の導入に伴う改正で、第3項の改正は配偶者の扶養手当を7,500円から4,000円に、子どもの扶養手当を1万1,000円から1万2,500円に改正し、第5項及び第10条の改正は、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定等について規則で定める規定について改正するものでございます。

条例第12条の改正は、海老名市内の家賃相場が近隣自治体と比較して高騰していることに配慮し、市内に住居を借りる場合の手当として月額3万円から3万8,000円に改正するものでございます。

条例第13条、第15条及び第16条の改正は、軽易な字句等の修正でございます。

条例第22条の2の改正は、定年前再任用短時間勤務職員に住居手当を支給するための改正でございます。

別表第1の給料表の改正は、行政職一給料表については4級から8級まで、行政職二の給料表については3級及び5級の欄を海老名市の号給表に合わせて改正するものでございます。

第2条の改正も、高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。条例第9条の扶養手当の改正は、配偶者の扶養手当を廃止し、子どもに対する扶養手当を1万2,500円から1万4,000円に改正するものでござい

ます。

第3条は、高座清掃施設組合一般職の職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正でございます。附則第13条第8項の改正は、暫定再任用職員に住居手当を支給するための改正でございます。

附則でございますが、第1項は施行期日で、第1条及び第3条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は令和8年4月1日から施行したいものでございます。

附則第2項及び第3項の規定は、給料表の改定に伴う経過措置で、附則別表に基づき新号給を決定するものでございます。

附則第4項は、高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正で、給与条例第10条が削除されたことに伴う改正でございます。以上、大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

◎議長（熊切和人議員） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（熊切和人議員） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（熊切和人議員） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（熊切和人議員） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（熊切和人議員） 討論を終結いたします。これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（熊切和人議員） 挙手全員であります。よって、議案第4号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可

決されました。

次に、日程第7 議案第5号 令和6年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。次長の説明を求めます。次長。

◎次長兼施設課長（小川隆太） それでは、日程第7 議案第5号 令和6年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の50ページをご覧くださいと存じます。第1表 繰越明許費でございます。表の上段、4款衛生費1項清掃費、事業名、第二清掃処理場等解体撤去工事施工監理業務委託で、翌年度に繰越しできる額は944万9,000円でございます。内容といたしましては、第二清掃処理場等解体撤去工事着工後、新たに確認されました多量の石綿含有建材の除去工事に時間を要することで、解体撤去工事に遅れが生じ、令和6年度の解体撤去工事施工監理業務の出来高が上がらなかったことから、翌年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、表の下段、5款土木費1項都市計画費、事業名、本郷ふれあい公園（第二工区）整備工事施工監理業務委託で、翌年度繰越しできる額は206万8,000円でございます。内容といたしましては、本郷ふれあい公園（第二工区）整備工事において、建築工事の工程に遅れが生じ、令和6年度工事施工監理業務の出来高が上がらなかったことから、翌年度へ繰り越すものでございます。以上、大変雑駁ではございますが、議員各位におかれましては、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

◎議長（熊切和人議員） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（熊切和人議員） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（熊切和人議員） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（熊切和人議員） 次に、賛成意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（熊切和人議員） 討論を終結いたします。これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長（熊切和人議員） 挙手全員であります。よって、議案第5号 令和6年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第6号 令和7年度高座清掃施設組合一般会計予算についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（松本友樹） それでは、議案第6号 令和7年度高座清掃施設組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書9ページ、お開きいただきたいと存じます。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億4,155万7,000円と定めたいもので、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表 歳入歳出予算によるものでございます。

第2条、継続費の経費の総額及び年割額は、第2表 継続費によるものでございます。

第3条、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第3表 債務負担行為によるものでございます。

第4条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第4表 地方債によるものでございます。

第5条、一時借入金の借入れの最高額を3億円と定めたいものでございます。

続きまして、10ページ、お開きいただきたいと存じます。第1表 歳入歳出予算の歳入となります。

1 款分担金及び負担金は25億9,707万2,000円で、対前年度比8.4%の増額でございます。

2 款使用料及び手数料は5億2,969万円2,000円で、対前年度比2.5%の増額で、事業系廃棄物処理手数料のほか、環境プラザの来館者が増えたことに伴う使用料の増加が主な要因でございます。

3 款国庫支出金は 7 億7,512万1,000円で、対前年度比151.9%の増額、4 款県支出金は 1 億1,184万9,000円で、対前年度比29.7%の増額、ともに本郷ふれあい公園（第二工区）の整備工事や第二清掃処理場等解体撤去工事等に充てる特定財源として、国及び県からの補助金でございます。

5 款財産収入 2 万4,000円は、基金費の運用による利子となります。

6 款繰越金は 1 億円。

7 款諸収入は49万9,000円で、対前年度比50.3%の増額で、その主な要因は、雇用保険被保険者負担金の増加等によるものでございます。

8 款組合債は13億2,730万円で、対前年度比45.6%の増額で、主な要因は、本郷ふれあい公園（第二工区）の整備工事や第二清掃処理場等解体撤去工事によるものとなっております。歳入合計は54億4,155万7,000円となります。

続きまして、11ページをお開きいただきたいと存じます。こちらは歳出となります。

1 款議会費は116万4,000円。

2 款総務費は 4 億8,824万8,000円で、対前年度比0.7%の減額で、主な要因は、旧事務棟等解体撤去工事の完了によるものでございます。

3 款民生費は2,526万3,000円で、対前年度比1.1%の増額で、主な要因は、本郷荘の指定管理料の増加によるものでございます。

4 款衛生費は19億4,859万9,000円で、対前年度比11.3%の減額で、主な要因は、第二清掃処理場等解体撤去工事費の減少によるものでございます。

5 款土木費は16億2,389万1,000円で、対前年度比206.9%の増額で、主な要因は、本郷ふれあい公園（第二工区）整備工事費の増加によるものでございます。

6 款教育費は 1 億6,490万1,000円で、対前年度比14.0%の増額で、主な要因は、屋内温水プール施設改修修繕費の増加によるものでございます。

7 款公債費は10億7,396万7,000円で、対前年度比2.5%の増額でございます。

8 款諸支出金は8,552万4,000円で、こちらは基金費となります。

9 款予備費は3,000万円で、前年度と同額となっております。歳出合計54億4,155万7,000円となります。

続きまして、12ページをお開きいただきたいと存じます。第 2 表 継続費でございます。（仮称）地域交流温浴センター整備に伴う付け替え道路工事で総額

7,502万円、年割額として令和7年度1,500万4,000円、令和8年度6,001万6,000円でございます。

第3表 債務負担行為となります。分析業務の期間は令和8年度、限度額は28万5,000円、第二清掃処理場等解体撤去工事施工監理業務委託の期間は令和8年度、限度額は617万円1,000円となります。

第4表 地方債でございます。(仮称)地域交流温浴センター整備事業の限度額は9,330万円、マテリアルリサイクル推進施設整備事業の限度額は4億6,230万円、本郷ふれあい公園整備事業の限度額は7億7,170万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法については、表にお示ししたとおりとなります。限度額の合計は13億2,730万円になります。

13ページから45ページにつきましては歳入歳出予算事項別明細書、46ページから53ページにつきましては給与費明細書、54ページと55ページは継続費に関する調書、56ページ、57ページは債務負担行為に関する調書、58ページ、59ページは地方債に関する調書となっておりますので、後ほどご高覧いただきたいと存じます。

また、別冊にて予算説明資料を配付させておりますので、併せてご高覧いただきたいと存じます。以上、大変雑駁ではございますが、よろしくご審議いただき、ご決定賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。以上です。

◎議長(熊切和人議員) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。守谷浩一議員。

◎(守谷浩一議員) まず、予算書の17ページの歳入の分担金についてですが、予算説明資料では5ページになります。この中で、建設費分担金が対前年度2,114万8,000円の減額となっておりますが、この理由を伺います。

また、運営費分担金は、対前年度2億446万3,000円の増額となっておりますが、この理由を伺います。

次に、同じく予算書17ページで、事業系一般廃棄物処理手数料について伺いますが、対前年度1,266万円の増額理由を伺いたいと思います。手数料の値上げや廃棄物の量に触れて説明をお願いいたします。

次に、手数料値上げの関連で、予算書43ページの施設整備等事業基金積立金の8,552万4,000円の算出根拠について伺います。

次に、予算書27ページで、（仮称）地域交流温浴センター付け替え道路等路線測量業務が529万1,000円ありますが、測量する場所と対象の距離について伺います。

次に、予算書39ページ、温水プールの修繕、先ほど説明もありましたが、修繕費が2,669万9,000円となっています。修繕内容と、その内訳の金額を伺います。以上です。

◎議長（熊切和人議員） 次長。

◎次長兼施設課長（小川隆太） 何点かご質問いただきました。順番は前後いたしますが、私からは2点目の事業系一般廃棄物の手数料の増額理由と、あと温水プールの修繕内容という形でご回答させていただきたいと思います。

事業系一般廃棄物の手数料につきましては、例年、構成市から、その予測量をいただいて計上しているところでございます。令和7年度につきましては、予測量が令和6年度に比べて422 t 増加したことから歳入も増という形で見込ませていただきました。手数料の料金につきましては、令和6年度から10 kg につきまして250円から300円に変更という形で、令和7年度につきましても同額でございますので、今回、手数料の改正に伴う増額への影響はございません。

関連で、基金の8,000万円の金額でございますけれども、こちらの根拠といたしましては、事業系の処理手数料、令和6年度から10 kg 250円から300円へ増額いたしましたので、その増額の分、今回、基金に積ませていただく予定でございます。

4点目、プールの修繕という形でございます。定期的に修繕を要する循環ポンプ、あと給水ポンプ等の整備、あと槽清掃等に約800万円、あと、その他修繕箇所として不具合が多発しております空調機の更新、また、その補修に約400万円、地下ピット躯体の老朽化、地盤沈下に伴う架台やつり具等の修繕に約300万円、流水プール及び幼児プールの床面のノンスリップ塗装、こちらに約560万円、その他浴室タイルの割れ修繕、ダクト腐食修繕、浴室天井ボードの腐食修繕等が内容となっております。私からは以上でございます。

◎議長（熊切和人議員） 総務課主幹。

◎総務課主幹（杉田 徹） 私から、1番目の建設費分担金の減額理由と、運営費分担金の増額理由についてのご回答をさせていただきます。

建設費分担金の減額理由です。第二清掃処理場等解体撤去工事費の年額減少によることが主な要因でございます。

それから、運営費分担金の増額理由です。繰越金が前年度2億5,000万円から1億円に減ったことが主な要因でございます。説明は以上でございます。

◎議長（熊切和人議員） 参事。

◎参事（平本和彦） それでは私からは、（仮称）地域交流温浴センターの付け替え道路等路線測量業務委託、こちらについてご回答いたします。

まず、整備いたします（仮称）地域交流温浴センターの外周を対象に、今回、業務を行うものです。3つの路線がございます、1つは環境プラザの進入通路、こちらが約180mです。それから敷地東側の道路、こちらが約124m。それからもう一つ、敷地南側の道路が約30m、こちらを測量対象として予定しているところでございます。以上でございます。

◎議長（熊切和人議員） 守谷浩一議員。

◎（守谷浩一議員） ご説明ありがとうございました。それではまず、建設費分担金の減額理由というところでは、第二清掃処理場解体撤去工事は、全員協議会でもありましたけれども、今年度のほうがより繰越しもして増えるわけですが、分担金についてはそうになっていないところについてご説明を伺いたいと思います。

それから、（仮称）地域交流温浴センターの付け替え道路の測量ですが、3つの路線があるということでしたが、それぞれ何月ぐらいに測量の予定なのか、まだ決まっていなければ分かる範囲で伺えればと思います。

それから次に、温水プールの修繕費ですが、地下ピットの関係なんですが、もう少し説明を伺えればと思います。よろしくお願いします。

◎議長（熊切和人議員） 総務課主幹。

◎総務課主幹（杉田 徹） 建設費分担金減少の理由の詳細ですが、こちら、令和6年度は6億3,536万円ほど計上させていただいています。令和7年度は5億274万4,000円でございます。その差1億3,000万円ほどになってございますが、こちらについては、国、それから起債、そういったものの財源を確保しまして、最終的に一般財源がございまして、その一般財源が6年度と5年度で約1億円あって、その差が大体2,000万円ぐらいになっているということでご理解い

ただきたいところでございます。以上でございます。

◎議長（熊切和人議員） 次長。

◎次長兼施設課長（小川隆太） プールの地下ピットでございますけれども、プールが竣工いたしまして約30年間たっておりますので、かなりがたがきしているところでございます。地盤沈下をしているところで、架台、こちらのほうは残ってしまっていて、ちょっと差が出てきてしまうような状況がございます。また、つり具等、錆が出ている状況であることから、ここで修繕を行いたいものでございます。以上でございます。

◎議長（熊切和人議員） 参事。

◎参事（平本和彦） （仮称）地域交流温浴センターの付け替え道路の関係でございますけれども、まず、今ご質問いただきました予算書の27ページの工事請負費のところでは予算のほうを計上させていただいておるかと思えます。あと、12ページの継続費のところでも、令和7年度、8年度の2か年継続で予算のほうを見込んでいるところがございます。その事業によりまして、まず環境プラザのいわゆる進入道路、この工事をこの2か年で行っていきたいと。残りの敷地の東側、南側につきましては、予定としましては令和8年度以降の中で、今考えていきたいということで計画しているところがございます。以上でございます。

◎議長（熊切和人議員） ほかに質疑ありませんか。鈴木さよ子議員。

◎（鈴木さよ子議員） ありがとうございます。では、幾つか質問させていただきます。

予算説明資料の12ページ、し尿処理費で工業薬品があるんですけども、これはどのように使われているのか伺います。中和処理というふうにもお聞きしているんですが、その除外施設の届出はどうしているのか、お聞かせください。

2点目、予算説明資料25ページ、今後の公債費の推移で、令和11年度が最高の金額となっておりますが、第二清掃処理場解体工事が長引いていて、工事費が増えていくと考えられます。その後の公債費の動きについて教えてください。

3点目、予算書25ページと33ページ、総務費と衛生費の職員手当を比較すると、総務費のほうに住居手当と特殊勤務手当が見当たらないんですが、その理由についてお聞かせください。

予算書37ページ、公園の費用には下水道使用料が含まれているが、清掃費や温

水プール関連、本郷荘では下水道使用料の記載がありませんが、どのように処理されているのか伺います。

続いて、同じく予算書37ページ、本郷ふれあい公園（第二工区）の土砂について伺います。第二工区では大量の土砂が搬入されていますが、これは海老名市内のどのような場所から搬入されたものでしょうか。また、土砂の全体量はどれくらいか教えてください。

公園（第一工区）の芝生広場は、現在は沈下して、雨が降ると水たまりができる場所が多く見受けられます。第二工区での地盤沈下は考えられるのでしょうか。その場合に備えて現在行われている地盤改良の方法を教えてください。以上です。

◎議長（熊切和人議員） 施設課主幹。

◎施設課主幹（古郡哲也） 鈴木議員からの指摘につきましてご回答させていただきます。

まず、私のほうから、質疑の順番とは異なりますけれども、1番目のし尿処理費の関係と下水道の関係につきましてご回答させていただきます。まず、工業薬品には、脱臭処理及び地下水の除鉄、除マンガンに使用する次亜塩素酸ナトリウム、凝集処理に使用いたしますポリ硫酸第二鉄液及び高分子凝集剤がございます。また、除外施設の設置届につきましては、現行の水処理施設稼働に合わせまして、平成25年1月28日付で提出いたしまして、受理されております。

続きまして、4番目の下水道の関係につきまして回答させていただきます。塵芥処理施設におきましては、施設を運営維持管理業務委託としておりますので、この委託費に下水道使用料は含まれております。屋内温水プールにつきましては、施設を指定管理としておりますので、こちらは指定管理料に含まれております。本郷荘につきましては、下水道ではなく浄化槽としておりますので、下水道使用料はございません。以上でございます。

◎議長（熊切和人議員） 参事兼総務課長。

◎参事兼総務課長（菊地康之） 私のほうからは2点目と3点目のご質問についてご回答のほうをさせていただきます。

2点目の今後の公債費の推移というところですが、こちらの表につきましては、令和7年度までの借入見込額を反映した表になっております。ですので、今

後、第二清掃処理場等解体撤去工事の遅れにより工事費が増加した場合には、その支払いの時期によっては、公債費のピークが数年ずれることは考えられます。また、今後建設を予定しております地域交流温浴センターや剪定枝リサイクルセンターの工事費が新たに計上された際には、そのことによる公債費のピークが変わるであろうというふうに考えております。

3点目、総務費のほうに住居手当と特殊勤務手当が計上されていない理由でございますが、こちらは、総務費については総務課職員に支給する手当になります。予算編成時において対象となる職員がいなかったことから、予算措置を行っていないものでございます。以上でございます。

◎議長（熊切和人議員） 周辺整備担当課長。

◎周辺整備担当課長（武石昌明） それでは、本郷ふれあい公園（第二工区）の盛土に関するご質問にお答えいたします。

まず、盛土材がどこから持ち込まれているかということでございます。こちらの土砂については、海老名市の道路整備工事、それから公共下水道工事から発生したものをを用いてございます。全体的な搬入土量の見込みは約2万1,000m³としてございます。

次に、本郷ふれあい公園（第二工区）の地盤沈下の対策はということでございます。地盤沈下の対策といたしまして、まず、盛土の時期を現在は春に施工してございます。最終的に植栽するまでの秋の間に地盤沈下の状況を確認してまいります。それとともに、造成のときには計画よりも少し高く土盛りをして、地盤沈下の状況を見ていきたいと考えてございます。そしてあと、盛土の土につきましては、搬入土砂の状況、それから今後盛土するときに、沈下を抑制する場所を考慮いたしまして、土砂改良材等を適宜用いて対策を取っていききたいと考えてございます。以上です。

◎議長（熊切和人議員） 鈴木さよ子議員。

◎（鈴木さよ子議員） ありがとうございます。第二工区のところは元田んぼだったということですので、改良もしっかり行っていただきたいと思います。私のほうからは以上です。

◎議長（熊切和人議員） 答弁はよろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。畑井陽子議員。

◎（畑井陽子議員） 私から２点お願いいたします。

予算書の22ページ、議会費についてお伺いします。委託料で会議録作成というところがございます。まず、これがどういうものかというところをお願いいたします。

そして32ページ、33ページの４款衛生費の塵芥処理費の中で、こちらも委託料で、じん芥処理施設等運営・維持管理業務費、環境プラザの指定管理料かと思うんですけども、環境プラザの運営について伺います。

まず１点目の議会費のところでは、さっき言いました会議録作成で、ペーパーレスをもう少し進めたほうがいいと思っておりますので、そのあたりの考え方をお願いします。

そして委託料の環境プラザの運営については、もう少し私、環境プラザをよりよく使っていただきたいというふうに思っております。そして公園の整備が進み、いろんなものができる中で、ここが目的地化するのではないかなと思っております。そういった意味でいろんな手法を考えていただきたいと思っているんですけども、そのあたりの考え方をお願いいたします。

◎議長（熊切和人議員） 事務局長。

◎事務局長（松本友樹） ペーパーレス化のご質問でございますけれども、このペーパーレス化については、タブレット導入等様々な手法があるかと思いますが、私ども組合としても、今後、導入の可否について、積極的に研究してまいりたいと考えてございます。ただし、議場、議会の持込みにつきましては、議員の皆様のご全員の協議会での決断事項になりますので、ご了解いただきたいと存じます。以上でございます。

◎議長（熊切和人議員） 施設課管理係長。

◎施設課管理係長（植田 哲） それでは、環境プラザの利用促進の関係についてお答えさせていただきます。

環境プラザにつきましては、こちらも事業者のほうに運営委託をして運営させていただいているところですけども、前回も、期間限定ではございましたが、音楽室の無料開放をするなど、そういったことを通して利用促進に努めているところでございます。今後も利用者との協議を重ねまして、利用促進についても進めていきたいと考えております。以上です。

◎議長（熊切和人議員） 畑井陽子議員。

◎（畑井陽子議員） ありがとうございます。この高座の議会に関しては、議員がタブレットを持ち込むということに関しては、各議会、こちら側ですね、私たちサイドからの発案でないとそういったことが進んでいかないということでございましたので、今後、綾瀬市は改選してしまうんですけれども、綾瀬市、海老名市、座間市でぜひ協議していただいて、タブレットの持込み、もしくは職員の負担軽減のために、各議会事務局にも提案いただいて、協議をしていただきたいということをここで提案させていただきます。そして、そうなった場合には、高座の議会事務局では対応が可能かどうかというのを再度お伺いします。

そして、環境プラザのもう少し利用の促進をといるところなんですけれども、前回、音楽室を無料化して、ここの場所があるということを知られるなど工夫していただいたんですけれども、今後、この環境プラザはすごく特化した施設で、ろくろがあったり、ミシンがあったり、そういったところでは目的化しやすいところだと思います。例えば講師に講師料を払うなど、そういったところで環境プラザ自身が何かを企画してもいいのではないかなというふうに思いますので、その辺、施設の指定管理者のほうにぜひ提案等していただきたいと思っているんですが、いかがでしょうか。

◎議長（熊切和人議員） 事務局長。

◎事務局長（松本友樹） 適切にご質問に触れているかどうか分からないんですが、現在、海老名市の議会のほうではタブレットを使用して、完全電子化しております。また、座間市さんについても電子と紙を併用していると伺っております。また、綾瀬市さんについても、基本電子で、紙も別対応としている状況でございますので、私ども高座につきましても、議員の皆様から発案があつて、さらにこちらのほうで全員賛成が得られれば、当然そういったような方向になろうかと考えてございます。以上です。

◎議長（熊切和人議員） 施設課管理係長。

◎施設課管理係長（植田 哲） 環境プラザの関係についてお答えします。

ご発言にありましたように、講師の方にとりうようなお話もあつたところなんですけれども、今、実際に貸出室のほうを利用していただいている方にお声がけをしまして、インストラクターズクラブというものを発足しまして、各インストラク

ターとして登録していただいて、いろんな方に講座、講義などを行っていただくという取組も、今進めているところでございます。以上でございます。

◎議長（熊切和人議員） 畑井陽子議員。

◎（畑井陽子議員） 前向きな答弁、本当にありがとうございます。議会のほうでは、こちら側の発案ということですので、今後の私たち次第の動きかなと思いますけれども、全部がペーパーレス化することは、私はいいと思わないんですね。図面とか、そういうのはやっぱり紙に出して、見比べてということは大切だと思うんですけれども、職員の皆さんの負担は大幅に軽減されるだろうというふうに思いますので、そういったところで進んでいけばいいと思いますので、今後ぜひよろしくお願いします。

また、環境プラザのほうは、もう既にそういった動きがあるということで理解しました。ここが本当に本郷の皆さんのおかげで成り立っていること、そして、迷惑施設ではあるけれども、よりよい施設に、せっかくできたすばらしい施設なので、市民の方がたくさん利用できるところが一番いいところだと思いますので、ぜひそのように、今後も検討のほどよろしくお願いします。以上です。

◎議長（熊切和人議員） ほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（熊切和人議員） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（熊切和人議員） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（熊切和人議員） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（熊切和人議員） 討論を終結いたします。これより採決に入ります。本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（熊切和人議員） 挙手全員であります。よって、議案第6号 令和7年

度高座清掃施設組合一般会計予算は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事は全て議了いたしました。これをもちまして会議を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

(午前10時40分 閉会)

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和7年3月28日

高座清掃施設組合議会議長 熊 切 和 人

高座清掃施設組合議会署名議員 笠 間 功 治

高座清掃施設組合議会署名議員 大 塚 真 樹